○陳湯傳に次のような記述が見えることである。

漢律令における「惑眾」の成立要件

水 間 大

輔

はじめに

第一節 惑眾の用例 反亂との關係

經學・宗教などとの關係

第四節 その他の惑眾

結

語

はじめに

字通り眾人を惑わすことであるが、具體的にはいかなる行爲を指すのであろうか。注目されるのは、『漢書』卷七 大庭脩氏は漢代の不道罪について檢討し、不道罪にあたる行爲の一つとして「惑眾」を擧げている。惑眾とは文

一〕上乃下詔罷昌陵、 議 縣官且順聽羣臣言、 下獄治、 以爲 按驗諸所犯。 (中略) 明主哀憫百姓、 語在成紀。 猶且復發徙之也。 (中略) 又言當復發徙、 丞相・御史請廢昌陵邑中室。奏未下、 下制書罷昌陵勿徙吏民、已申布。湯妄以意相謂且復發徙、 時成都侯商新爲大司馬・衞將軍輔政、素不善湯。 傳相語者十餘人。丞相・御史奏、 人以問湯、 湯惑眾不道。 第宅不徹、得毋復發徙。 商聞此語、 雖頗驚動 (中略) 白湯惑眾 廷尉 所流行 湯日、

餘りいた。 餘罪も追及すべきと言上した。その後、 住させられるだろうといった。大司馬・衞將軍の王商は、 屋を撤去するよう求めたが、まだ成帝の批准が下されていないとき、陳湯は部外者に對し、 前 廷尉の趙増壽は、 :漢・成帝の永始元年(紀元前一六年)、成帝は詔を下し、昌陵邑の建設を中止した。丞相・御史は昌陵邑内 者少、百姓不爲變、 丞相と御史は上奏し、陳湯の行爲は惑眾にあたり、 確かに陳湯の發言はすこぶる人々を動揺させたものの、これを傳え聞いた者は少なく、 不可謂惑眾 陳湯はまた昌陵への移住が行われると發言し、それを聞き傳えた者が十人 陳湯が「眾を惑わし」たので、投獄して取調べを行い、 不道罪として處罰すべきという意見を述べた。 部の吏民が昌邑へ移 0)

まり、 惑眾が成立することになる。 ついては檢討していない。本稿では後漢も含め、漢律令における惑眾の成立要件について檢討する。 大庭氏は趙增壽の意見を根據として、「惑眾」とは「眾が亂をなすにいたったばあいを指す」と解している。 眾を惑わしただけでは必ずしも法律上の惑眾とならず、眾を惑わした結果、眾が實際に亂を起こして初めて しかし、果してその通りであろうか。また、氏は前漢のみを檢討の對象とし、後漢に 0

一變」をなすに至らなかったので、惑眾とはいえない、という意見を述べている。

絕此

類

毋令姦人有以窺朝者。

上善其言。

(『漢書』卷二五下郊祀志下)

漢代について記した文獻のうち、 犯罪としての惑眾が見える史料を以下に列擧する。

第

節

惑眾

の用

例

嘉應。 八月、 皆違經背古、 詔曰、 待詔夏賀良等建言改元易號、 不合時宜。 六月甲子制書、 增益漏 非赦令也、 刻 可 以永安國家。 皆蠲除之。 賀良等反道惑眾、 朕過聽賀良等言、 下有司。 冀爲海 皆伏辜。 內獲福、

書』卷一一哀帝紀建平二年條

 Ξ

莽患之、下詔、

敢非井田挾五銖錢者爲惑眾、

投諸四裔以御魑魅。

(『漢書』

卷

一四下食貨志下

四 Ш 福之祠、 無大貴盛者。谷永說上曰 成帝末年頗好鬼神、 石無極、 及言世有僊人、 黄冶變化、 亦以無繼嗣故、 堅冰淖溺、 服食不終之藥、 (中略) 諸背仁義之正道、 化色五倉之術者、 多上書言祭祀方術者、 **遙興輕舉、** 不遵五經之法言、 登遐倒景、 皆姦人惑眾、 皆得待詔。 覽觀縣圃、 挾左道、 而盛稱奇怪鬼神、 祠祭上林苑中長安城旁、 浮游蓬萊、 懷詐僞、 以欺罔世主。 耕耘五德、 廣崇祭祀之方、 費用 朝種暮 (中略) 求報 唯 陛 然 與 無

<u>E</u>. 生 尺 孝昭元鳳三年正月、 三石爲足。 有蟲食樹葉成文字、曰公孫病已立。〔眭〕 石立後有白烏數千下集其旁。 泰山萊蕪山南匈匈有數千人聲。民視之、有大石自立、高丈五尺、大四十八圍、 是時昌邑有枯社木臥復生。又上林苑中大柳樹斷 孟推春秋之意、 以爲、 石柳皆陰類、 下民之象、泰山者岱宗之嶽 枯臥地 入地 亦自立 深八

氏當復興者也。孟意亦不知其所在、 王者易姓告代之處。 今大石自立、僵柳復起、 即說曰、 非人力所爲、 先師董仲舒有言、 此當有從匹夫爲天子者。枯社木復生、 雖有繼體守文之君、不害聖人之受命。漢家堯 故廢之家公孫

後、 人內官長賜上此書。 有傳國之運。漢帝宜誰差天下、求索賢人、襢以帝位、 時昭帝幼、 大將軍霍光秉政、惡之、下其書廷尉。 而退自封百里、 奏賜・孟妄設祇言惑眾、 如殷周二王後、 以承順天命。孟使友 大逆不道、皆伏

誅。 (『漢書』卷七五眭弘傳

- 云 初、 人赤精子、下教我此道。忠可以教重平夏賀良・容丘丁廣世・東郡郭昌等。中壘校尉劉向奏忠可假鬼神罔上 成帝時、 齊人甘忠可詐造天官曆・包元太平經十二卷、 以言漢家逢天地之大終、當更受命於天、 天帝 :使眞 惑
- 〔七〕〔王〕 莽大喜、 下獄治服。 未斷病死。 復下詔曰 (中略) 今翟義·劉信等謀反大逆、 (『漢書』 卷七五李尋傳 流言惑眾、 欲以篡位、 賊害我孺子。 (『漢書』

眾、

- 四翟方進傳 兵起。莽召問、 及王莽居攝、 東郡太守翟誼謀舉兵誅莽。 對受師高康。 莽惡之、以爲惑眾、 事未發、 斬康。 康候知東郡有兵、 (『漢書』卷八八儒林傳 私語門人、 門人上書言之。 後數月、 翟誼
- 忠臣孝子莫不奮怒、 所征殄滅、 盡

〔九〕〔王〕 莽乃上奏曰 備厥辜、天子咸寧。 (中略) 遭羌寇害西海郡、 反虜流言東郡、 逆賊惑眾西土。

(『漢書』 卷九九上王莽傳上)

- 〔一〇〕〔王莽〕大赦天下、 王莽傳下 始將軍廉丹・前隊大夫甄阜・屬正梁丘賜、及北狄胡虜逆輿洎南僰虜若豆・孟遷、 然猶曰、故漢氏舂陵侯羣子劉伯升與其族人婚姻黨與、 妄流言惑眾、 不用此書。 **悖畔天命**、 (『漢書』 卷九九下 及手害更
- 〔一一〕初、〔馬〕援交阯還、 可知、 之重之、不願汝曹效之。 郡將下車輒切齒、 書誡其兄子嚴・敦日 (中略) 效杜季良而不成、 州郡以爲言、吾常爲之寒心、是以不願子孫効也。季良名保、爲越騎司馬。保怨家上 (中略) 杜季良豪俠好義、憂人之急、父喪致客、 陷爲天下輕薄子、 所謂畫虎不就反類狗者也。 數郡畢至、 迄今季良尚未 吾愛

卷二一耿純列傳

一二] 事畢、 召問援、 因取所與嚴 〔隗囂〕 移檄告郡國曰 敦書、 即日免保官。 (中略) 故新都侯王莽、 (『後漢紀』卷八光武皇帝紀建武二十二年條 慢侮天地、 悖道逆理、 鴆殺孝平皇帝、 篡奪其位。 矯託

書、

言保所在惑眾、

伏波將軍萬里還書以戒孤兄子、

今在京師、

與梁松・竇固等交。

上召責松、

松叩頭流

Í

乃

天命、 時眞定王劉揚復造作讖記云、 僞作符書、 欺惑眾庶、 震怒上帝。 赤九之後、 (『後漢書』 癭揚爲主。 卷一三隗囂列傳 揚病癭、 欲以惑眾、 與綿曼賊交通。 建 武 年 春 遣

弟。 餘人、 都尉陳副・ 皆入、 (中略) 揚自恃眾強。 迺閉閣悉誅之、 游擊將軍鄧隆徵揚。 揚稱病不謁。 而純意安靜、 以純眞定宗室之出、 因勒兵而 揚閉城門、 即從官屬詣之、 Щ 真定震怖、 不內副等。 遣使與純書、 兄弟並將輕兵在門外。 無敢動者。 乃復遣 欲相見。 耿 帝憐揚・ 純持節、 中 略) 讓謀未發、 揚入見純、 時揚弟臨邑侯讓及從兄細 行赦令於幽・ 並封其子、 純接以禮敬、 冀、 所過並使勞慰王 復故國。 因延請 各擁 『後漢 其兄 兵

漢律令における「惑眾」の成立要件 五〕民有趙宣葬親而 四 也。 相見、 更始立、 況乃寢宿冢藏、 問及妻子、 以示百姓。 以 (伏湛) 而宣五子皆服中所生。 (『後漢書』 不閉蜒隧、 而孕育其中、 爲平原太守。 卷二六伏湛列傳 因居其中、 誑時惑眾、 (中略) 蕃大怒曰、 行服二十餘年。 誣汙鬼神乎。 時 '門下督素有氣力、 聖人制 鄉邑稱孝、 遂致其罪。 禮、 賢者俯就、 謀欲爲湛起兵。 州郡 (『後漢書』 數 不肖企及。 禮請之。 卷六六陳蕃列傳 湛惡其惑眾、 郡 且祭不欲數、 內 以 薦 即收斬 陳 以其易黷故 蕃 之、 蕃 徇 首 與

七〕又詔敕曰、 眾不道、 當伏誅戮。 故左將軍袁術不顧朝恩、 (中略) 會瓌歸國、 **新**遷司隸校尉。 坐創凶逆、 造合虛偽、 (『後漢書』 欲因兵亂、 卷七七酷吏列傳 詭詐百姓。 始聞其言以爲不然、 定得

29

(212)

六〕諸竇雖誅、

而夏陽侯瓌猶尚在朝。

周

箹疾之、

乃上疏曰

(中略)

〔夏陽侯竇瓌〕

又造作巡狩封禪之書

惑

使持節平東將軍領徐州牧溫侯布上術所造惑眾妖妄、 知術鴟梟之性、遂其無道、修治王宮、署置公卿、 郊天祀

地、 殘民害物、爲禍深酷。(『三國志』卷四六呉書孫策傳裴松之注引西晉·虞溥『江表傳』)

吳會人多事之。策嘗

〔一八〕時有道士琅邪于吉、先寓居東方。往來吳會、立精舍、燒香讀道書、制作符水以治病、 之、掌賓者禁呵不能止。策即令收之。諸事之者,悉使婦女入見策母、 於郡城門樓上、集會諸將賓客、吉乃盛服杖小函、漆畫之、名爲仙人鏵、趨度門下。諸將賓客三分之二下樓迎拜 請救之。母謂策曰、于先生亦助軍作福

也。 醫護將士、不可殺之。策曰、此子妖妄、能幻惑眾心、遠使諸將不復相顧君臣之禮、盡委策下樓拜之、不可不除 諸將復連名通白事陳乞之。策曰、昔南陽張津爲交州刺史、舍前聖典訓、 廢漢家法律、 嘗著絳帕頭、

讀邪俗道書、云以助化、卒爲南夷所殺。此甚無益、 諸君但未悟耳。今此子已在鬼籙、 勿復費紙筆也。

即催

斬之、縣首於市。(『三國志』孫策傳裴松之注引 『江表傳』)

〔一九〕趙昞嘗臨水求渡、船人不許。昞乃張帳蓋、 令惡其惑眾、 收殺之。(東晉・干寶『捜神記』卷二) 坐其中、 長嘯呼風、亂流而濟。於是百姓敬服、 從者如歸。

[二〇]有從荊州來者、見〔左〕慈在荊州、 八左慈 荊州牧劉表以爲惑眾、復欲殺慈、慈意已知。(東晉·葛洪 『神仙傳』 卷

〔二一〕〔左〕慈見呉先主孫權。 之。(『神仙傳』 左慈 權素知慈有道、 頗禮重之。 權侍臣謝送知曹公・劉表皆忌慈惑眾、 復譖於權、 欲使殺

反亂との關係

以上の例を見ると、惑眾の結果、 實際に反亂が起こった例は、わずかに〔七〕·〔九〕·〔一○〕·〔一二〕·〔一七〕

[七]:前漢の平帝の死後、 〔七〕はこれについて王莽が下した詔である。王莽によると、翟義らは「惑眾」し、 東郡太守の翟義は嚴郷侯劉信らとともに、王莽政權に對して反亂を起したが敗れた。 反亂を起したとされている。

のみである。

のであろう。『漢書』卷九九上王莽傳上に、 〔九〕:これは王莽の上奏文で、その中に「逆賊惑眾西土」とあるが、ここでいう「逆賊」とは趙明・霍鴻らを指す

槐里男子趙明・霍鴻等起兵、 以和翟義

〔一○〕:王莽は赦令を下したが、劉伯升とその親族・姻族及び仲間は妄りに流言を放って「惑眾」し、天命に逆ら とあり、 い、みずから更始將軍廉丹らを殺したので、彼らに對しては赦令を適用しないと述べている。 趙明らは翟義に呼應し、 王莽政權に對して反亂を起してい 周知の通り、

とは劉秀(後の光武帝)の兄で、劉秀らとともに王莽新に對して反亂を起している。

「惑眾」の成立要件 より帝位を簒奪したことを非難する内容であるが、その中で王莽が天命と偽り、符書を偽作し、「眾庶を欺惑」し たと記されている。「惑眾」という語自體は用いられていないが、意味としては同じことであろう。 〔一二〕:これは王莽新のとき隗囂らが反亂を起こし、各地の郡國へ送った檄文である。王莽が平帝を毒殺し、 〔一七〕:これは後漢末期に獻帝が下した詔勅で、もと左將軍の袁術が「惑眾」し、皇帝の位に就いたことを非難し 漢朝

を行ったものの、 一三〕:後漢の光武帝期、真定王劉揚は自分が皇帝となることを暗示する讖記を偽造して「惑眾」しようとし、 見られるように、以上の五例ではいずれも惑眾を行った者が反亂も起している。また、以下に掲げる通り、 反亂を實行するに至らず、 豫備の段階で終了した事例も見える。

(210)

たものである

32

讓らを殺害した。光武帝は真定王と劉讓の反亂の計畫が實行に移されなかったことを憐れみ、彼らの子を封じた。 た綿曼の賊と手を結んだ。 前將軍の耿純は光武帝の命を受け、 真定國の宿舍で真定王と會見し、真定王とその弟劉

伏湛のために反亂を起そうと計畫した。伏湛は彼が「惑眾」

していることを嫌い、捕えて斬首した。

[一四]: 更始帝期、平原太守伏湛に仕える門下督が、

第三節 經學・宗教などとの關係

に反することや、非科學的なことを言ったり、宗教や妖術でもって人々を惑わす場合におおむね用いられている。 以上のように、 惑眾は確かに反亂實行の前提となっている場合がある。 しかし、 その他の用例では、 惑眾は經學

〔三〕:王莽新のとき王莽が詔を下し、井田制を非難し、五銖錢を所持する者は「惑眾」とし、 四海の果てへ移住さ

『の都合により、〔三〕

から見ていくこととする。

用 かに五銖錢を用いて賣買を行っていた。大錢などは經學が理想とする周代の制度に倣ったものであるから、これを 代の制度に倣って「大錢」を發行し、後に五銖錢を廢止して新たな貨幣を發行したが、民はこれらを用いず、 難することは經學に反することになろう。また、 いずに五銖錢を用いることは、やはり經學に反する行爲とみなされたのであろう。ちなみに、『漢書』卷九九中 魑魅魍魎を防がせると定めた。 當時、 井田制は經書に見えるいにしえの制度と認識されていたので、 五銖錢は前漢の武帝期以來發行されてきた銅錢である。 これを非 王莽は周 ひそ

莽日 莽患之、復下書、 (中略) 敢有非井田聖制、 諸挾五銖錢、 無法惑眾者、 言大錢當罷者、 投諸四裔、 比非井田制、 以禦魑魅、 投四裔。 如皇始祖考虞帝故事

王莽傳中には

すべきと主張したとしても、

當罷」ではなく、「挾五銖錢」あるいは「言大錢當罷」と讀むべきであろう。前者の讀み方によると、

五銖錢を所持していなければ、

四海の果てへ移住させると定められている。「挾五銖錢」と「言大錢當罷」は「挾五銖錢」

五銖錢を所持し、大錢を廢止すべきと主張した者は、

井田制を非難した場合と同 本來の詔により近

b

0

かつ「言大錢

大錢を廢止

おそらくこれらが詔本來の姿そのものか、

ありえないであろう。大錢を廢止すべきと主張することも、

成帝は晩年に鬼神を崇拜するようになり、

みな待詔の官をえた。

谷永は成帝に對し、彼らはみな姦人で「惑眾」し、「左道」を用

また後繼ぎがなかったため、

多くの者が上書して祭祀

・方術を説

經學に反する行爲とみなされたと考えられる。

本條が適用されないことになるが、そのようなことは

に扱い、

とあり、

 \equiv

は二つの詔にわけられている。

であろう。

五銖錢については、

を欺 とは災異・鬼神を説き、 賜と眭弘は妄りに「祇言」を放って「惑眾」し、「大逆不道」の罪にあたるとし、 五... で怪異現象が起こった。 眭弘は友人で內官長の賜にこの意見を上書させた。 (V ·ているので、彼らとの關係を斷ち切るべきと説いた。左道とは經義に背く不正行爲をいう。 (2) 前 漢 昭帝の元鳳三年 吉凶を豫言することを指す。また、大逆不道とは「劉氏の天下を覆し、 これについて符節令の眭弘は、 (紀元前七八年) 一月、 巨石が自分で立ち上がったり、 漢の皇帝は天下に賢人を探し求め、 大將軍の霍光はこれを憎み、その上書を廷尉へ下げ渡し、 彼らを誅殺した。 枯れ木が生き返るなど、 帝位を譲るべきとい 漢の國家體制を變 妖妖 各地 言

東郡

の郭昌らにその教えを傳えた。中壘校尉の劉向は甘忠可が鬼神に假託して「罔上」・「惑眾」したと上奏し

私に道を教えさせた」と説き、

重平縣の夏賀良

「漢は天下の終わりを迎えた。

改めて天命を 容丘縣の丁廣

し、皇子が生まれ、天變地異も治まるはずである、と。長らく病に臥せっていた哀帝は、 次のように進言した。漢は衰えてきたので、改めて天命を受ける必要がある。急ぎ改元すれば、哀帝の壽命を延ば 敬の罪に問われたが、後にまた甘忠可の教えを廣めていった。哀帝が即位すると、夏賀良らは待詔となり、哀帝 と、次の通りになる。すなわち、甘忠可より教えを受けた夏賀良らは、甘忠可の書を所持していたことにより、 〔二〕:これについては、詳しくは〔六〕の續きに記されている。〔二〕と〔六〕の續きの内容を合わせて要約する 夏賀良らの意見に從い、

して「惑眾」したとし、獄へ身柄を送った。光祿勳の平當らが廷尉とともに取調べを行い、夏賀良らは左道を用 政事を變えようとしたが、哀帝は先の夏賀良らの意見に効果がないことから、先の詔を取消し、夏賀良らは道に反 建平二年(紀元前五年)を太初元年と改元し、漏刻の度を一二○とするよう詔を下した。夏賀良らはさらに朝廷の 朝廷の政事を亂し、國家を轉覆し、皇帝を欺いたので、不道の罪にあたるとし、 死刑に處した。

〔一三〕:これも先ほど檢討した通りで、反亂は實行に移されることはなかったが、讖記を僞造したことが「惑眾」

〔一二〕:これについては先ほど檢討した。王莽は惑眾などの結果、漢朝より帝位を簒奪しているが、その惑眾の内

(一六):後漢の和帝期、 御史中丞の周

病は上書し、夏陽侯竇瓌が巡狩・封禪に關する書を僞作し、「惑眾」・不道に

と呼ばれている

容は天命と偽り、

符書を偽作したことであった。

されずに終わった。 あたり、 誅殺すべきであると述べた。しかし、 竇瓌は夏陽へ歸國し、 周
病は
司
隸
校
尉
へ
轉
任
し
た
た
め
、
本
件
は
立
件

「惑眾」

第四節

その他の惑眾

も惑眾の一種と考えられる。 ででたらめを行い、人々の心を幻惑したとして、斬刑に處し、頭部を市場に晒した。「幻惑眾心」とあるが、これ 〔一九〕:後漢のとき、趙昞が川を渡ろうとしたところ、船人は船を出そうとしなかった。 趙昞は帳を張って覆

〔一八〕:後漢末期、道士の于吉は符水を作って人々の病を治し、多くの人々の尊崇を集めた。孫策は于吉が妖しげ

長安令は趙昞が「惑眾」しているのを恐れ、捕えて殺した。 [二〇]:後漢末期、 荊州牧の劉表は左慈が「惑眾」したとし、これを殺そうとした。 左慈は他の地でも方術で人々

嘯いて風を呼び、流れを横切って渡った。民は趙昞に敬服し、多くの者が附き從うようになった。

その中に座り、

の成立要件 忌み嫌っていたことを知っており、孫權に讒言し、左慈を殺させようとした。 〔二一〕: 左慈が呉の孫權に謁見し、孫權は丁重に禮遇した。しかし、侍臣の謝送は曹操・劉表が左慈の を惑わしていたので、劉表は左慈を惑眾により處刑しようとしたのであろう。

〔一一〕:後漢初期、ある者が上書し、越騎司馬の杜保が至るところで「惑眾」し、梁松や竇固らと交際していると 以上の他、 反亂及び經學に反すること、 非科學的なこと、宗教や妖術などとは關係のない「惑眾」も見える。

ており、 〔一五〕:後漢のとき、樂安郡の趙宣という者が親を葬った後、墓道を閉じず、その中に住み續け、二〇年餘りもの お前たち兄弟が杜保を見習わないで欲しい、と記されていた。光武帝は杜保を即日罷免した。(6)

が、杜保がいる郡に着任した郡守は齒ぎしりして怒り、州郡でも噂になっているので、私

(馬援) はいつも心配し

述べ、伏波將軍の馬援がその兄の子嚴と敦へ送った書簡を提示した。その書簡の中には、杜保は豪俠で義を好む

(206)

間喪に服した。郷邑はその孝を稱え、州郡はしばしば彼を辟召した。郡内の者が趙宣を太守の陳蕃に推薦すると、

36 陳蕃は趙宣に面會し、妻子のことを質問したところ、趙宣の五子はみな服喪中に生まれていることがわかった。陳 蕃は「惑眾」と判斷して處罰した。 以上の他、 惑眾と判斷された理由が判然としない事例もある。〔八〕では前漢末期、東郡太守の翟義が擧兵して

然としない。おそらく、理由を示した部分は省略されているのであろう。 事したと答えた。王莽はこれを憎み、高康を「惑眾」とし、 語り、 門人はこれを上書した。敷か月後、翟義は本當に擧兵した。王莽が門人に尋ねたところ、門人は高康に師 斬に處した。本件では高康がなぜ惑眾とされたのか判

王莽を討伐しようと計畫を立てた。事がまだ發覺していないとき、高康は東郡で兵亂が起こることを察知して門人

結 語

とはある程度の敷の人々を惑わすことをいうのであって、それが反亂に繋がったか否かは事實上問うところではな 惑眾が成立したと考えられる。もっとも、反亂を起こすにはある程度の人數が必要であるから、 を起こして初めて惑眾が成立するわけではなく、流行するところがある程度多いか、あるいは民が反亂を起こせば 姓不爲變」に該當しなければ成立したのではなかろうか。つまり、流行するところがある程度多く、 の事件では「所流行者少、百姓不爲變」であったわけであるが、本來法律上の惑眾は [一] では 以上の惑眾の用例を見ると、「眾が亂をなすにいたった」場合に限らないことはもはや明らかであろう。 一雖頗驚動、 所流行者少、百姓不爲變、不可謂惑眾」とあることも事實である。思うに、確かに〔一〕 「所流行者少」あるいは いずれにせよ惑眾 かつ民が反亂

かったのであろう。

たのか否かは定かでない。ちなみに、『唐律疏議』 賊盗律に、 ただし、具體的に何人以上が惑わされれば惑眾として認められたのか、またそもそも明確な基準が設けられてい

諸造袄書及袄言者、絞。傳用以惑眾者、亦如之。其不滿眾者、流三千里

その疏に、

傳用以惑眾者、

謂非自造、

傳用袄言・袄書、

以惑三人以上、

亦得絞罪。

(中略)

其不滿眾者、

謂被傳惑者不滿

とあり、唐律でいう惑眾は三人以上を惑わすことをいう。 それは 『唐律疏議』 名例律に、

稱眾者、三人以上。

とあるのによる。

「惑眾」

 $\widehat{2}$

大庭脩

『秦漢法制史の研究』

 $\widehat{1}$ 大庭脩 『秦漢法制史の研究』 (創文社、一九八二年) 一三六~一三八頁 (一九五七年原載)

一○六~一○九頁參照。

- 3 大庭脩 『秦漢法制史の研究』 一四〇頁參照。
- $\widehat{4}$ 注(3)參照

漢律令における

- 5 『後漢書』卷二四馬援列傳にもほぼ同内容の記述が見える。 『後漢書』卷八二下方術列傳下にもほぼ同内容の記述が見える。
- 6

(204)

に對する研究」 本稿は科學研究費補助金(基盤研究C)「中國漢魏晉南北朝期の刑罰法規における不道・不敬・不孝などの罪目 (課題番號18K01223)による研究成果の一部である。